

令和9年度固定資産(土地)評価替えに係る「貝塚市標準宅地の鑑定評価業務」受注者募集要項

1. 募集内容及び業務内容

令和9年度固定資産（土地）評価替えに係る「貝塚市標準宅地の鑑定評価業務（以下「鑑定評価」という。）を実施するにあたり、業務受注者（以下「鑑定評価員」という。）を募集する。

なお、鑑定評価を行った標準宅地に関して、審査申出及び訴訟が提起された場合、審理における答弁をはじめ鑑定評価の内容について説明を行う。

2. 募集人数

3名

3. 鑑定評価の地域及び地点数

貝塚市内の標準宅地（285地点を予定）のうち、鑑定評価員1名あたり95地点程度とする。

4. 鑑定評価員の選定及び指定

別紙『令和9年度固定資産（土地）評価替えに係る「貝塚市標準宅地の鑑定評価業務」受注申込書』（以下「申込書」という。）を提出した者のうちから貝塚市が選定の上、指定する。

5. 鑑定評価に関する契約

鑑定評価に関する契約については、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会（以下「協会」という。）の間で締結し、報酬の支払い等についても協会を通じて行うこととする。

9. 協議機関

鑑定評価員は、協会が主催する固定資産鑑定評価員会議に出席し、鑑定評価のバランスの検討、情報交換等を行うこととする。

7. 鑑定報酬

鑑定報酬額は、貝塚市が鑑定評価員を選定した後、見積書を徴して決定する。

8. 報酬の支払い

報酬は一括して貝塚市が協会に支払い、協会が鑑定評価員に支払うこととする。

9. 鑑定評価書の提出期限

標準宅地の鑑定評価書の提出については、令和8年3月下旬までとする。

ただし、事前の「メモ価格」等は、別に定める所定の期日までに提出するものとする。

10. 申込者の資格要件

地価公示または地価調査等の公的評価における鑑定評価作業を行った経験があり、貝塚市における地価の実情に精通している協会所属の不動産鑑定士または不動産鑑定士補とする。

11. 申込方法

別紙申込書に必要事項を記入の上、申込期間内に提出すること。

12. 申込期間

令和7年6月16日（月）～27日（金）

13. 申込先

貝塚市総務部課税課土地担当

〒597-8585 貝塚市畠中一丁目17番1号 TEL 072-433-7251（直通）

14. 選定結果の通知

令和7年6月下旬、申込者全員に選定結果通知文書を送付する。